

議案第 97 号

境港市特別会計条例の一部を改正する条例制定について

境港市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市特別会計条例の一部を改正する条例

境港市特別会計条例（昭和39年境港市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年度の高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計及び土地区画整理費特別会計に係る出納及び決算については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計に属する債務及び土地区画整理費特別会計に属する財産は、境港市一般会計に帰属するものとする。

(参 考)

主 な 内 容

1 次の特別会計を廃止する。

(1) 高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計

高齢者住宅整備資金貸付事業で、貸付金の返済が令和3年度で完了予定であり、今後は一般会計において同事業を行うこととし、高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計を廃止する。

(2) 土地区画整理費特別会計

深田川土地区画整理事業及び境港新都市土地区画整理事業を実施する際に借入れた準公営企業債の償還は令和元年度で既に完了している。また、平成21年度から導入された定期借地権制度により保留地の売却が進んだことによって、赤字解消の見込みが立ったことから、土地区画整理費特別会計を廃止する。

2 施行期日

令和4年4月1日

議案第 98 号

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険条例（昭和34年境港市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の境港市国民健康保険条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出産する被保険者に適用し、施行日前に出産した被保険者及び被保険者であった者については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 出産育児一時金の改正（第4条関係）

出産育児一時金について、健康保険法施行令に規定される金額が見直されたことに伴い改正する。

[現行]		[改正後]
404,000円	⇒	408,000円

2 施行期日

令和4年1月1日

議案第 99 号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改める。

第6条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第6条の2の見出し中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第1号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第14条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第22条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,840円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,400円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,240円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,800円

（2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,155円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,925円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,080円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,850円

第22条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「次号及び第3号において同じ。」を「次号及び第3号において同じ。）及び」に改める。

附則第3項中「第22条」を「第22条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の2第1号、第14条第1項、第22条（「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める部分及び第2項を加える部分に限る。）及び第22条の2（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第3項から第5項まで及び第7項から第14項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 地方税法の引用条項の改正等（第4条、第6条、第6条の2、第22条関係）

地方税法の引用条項を改正するとともに、国民健康保険事業に要する費用にあてるための同保険税の課税額であることを明確にするため、所要の整備を行うもの。

2 未就学児に係る均等割額の減額（第22条第2項関係）

未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）の国民健康保険税の均等割額について2分の1の額を減額する。

（現行）

（単位：円）

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
基礎課税額	7,680	12,800	20,480	25,600
後期高齢者支援金	2,310	3,850	6,160	7,700



（改正後）

（単位：円）

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
基礎課税額	3,840	6,400	10,240	12,800
後期高齢者支援金	1,155	1,925	3,080	3,850

3 施行期日

1 については、公布の日

2 については、令和4年4月1日

議案第 1 0 0 号

境港市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

境港市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

境港市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年境港市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「起算して5年内」を「令和5年3月31日までの間」に、「第24条」を「第25条」に、「第25条」を「第26条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 固定資産税を課税免除する特例対象となる施設の設置期限の見直し等（第2条関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）が改正されたことに伴い、地域経済牽引事業の用に供する施設で、一定の要件を満たすものを設置した者に対する固定資産税を課税免除する特例対象となる施設の設置期限を令和5年3月31日までとする等、所要の改正を行う。

2 施行期日

公布の日

議案第 101 号

米子境港都市計画事業深田川土地区画整理事業施行規程を定める条例及び米子境港都市計画事業境港新都市土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例制定について

米子境港都市計画事業深田川土地区画整理事業施行規程を定める条例及び米子境港都市計画事業境港新都市土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

米子境港都市計画事業深田川土地区画整理事業施行規程を定める条例及び
米子境港都市計画事業境港新都市土地区画整理事業施行規程を定める条例
を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 米子境港都市計画事業深田川土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成7年境港市条例第21号）
- (2) 米子境港都市計画事業境港新都市土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成9年境港市条例第21号）

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 条例の廃止

土地区画整理事業の換地処分に伴う清算金の徴収、又は交付事務などは既に完了していることから、同事業に関し必要な事項を定めていた米子境港都市計画事業深田川土地区画整理事業施行規程を定める条例と米子境港都市計画事業境港新都市土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する。

2 施行期日

令和４年４月１日

議案第102号

さかいポートサウナ条例を廃止する条例制定について

さかいポートサウナ条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

さかいポートサウナ条例を廃止する条例

さかいポートサウナ条例（平成9年境港市条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、廃止前のさかいポートサウナ条例別表に規定する回数券の還付の申し出があったときは、令和5年3月31日までの間、同表の区分の欄に応じ回数券（11枚綴り）の欄に掲げる額（さかいポートサウナ条例の一部を改正する条例（平成31年境港市条例第1号）及びさかいポートサウナ条例の一部を改正する条例（平成25年境港市条例26号）による改正前の回数券（11枚綴り）の欄に掲げる額により販売した回数券については、それぞれ改正前の同欄に掲げる額。以下「回数券の額」という。）を還付する。この場合において、回数券が11枚に満たないときは、回数券の額を11で除した額（1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）に回数券の枚数を乗じて得た額を還付する。

(参 考)

主 な 内 容

1 条例の廃止

さかいポートサウナは、老朽化に伴う浴室からの水漏れにより、令和2年3月以降、二つの浴室のうち一つの営業を停止している状況であり、今後も施設維持に係る多額の修繕費や機械設備の更新費が見込まれる一方、それに見合った収入の確保が見込めないこと。また、漁船等の居住性の向上により、入港先での入浴施設の需要が少なくなっていること等から、さかいポートサウナ条例を廃止する。

2 施行期日

令和4年7月1日